

# 既存住宅状況調査技術者講習 『更新講習』開催のご案内

登録講習機関登録番号第2号（登録日：平成29年3月27日） 公益社団法人 日本建築士会連合会

平成28年6月に宅地建物取引業法が一部改正され、平成30年4月から既存住宅の売買時に「既存住宅状況調査」に関する説明が義務付けられました。そして、既存住宅状況調査の実施は、登録機関の講習を修了した建築士のみ認められており、建築士の新たな業務として期待されています。

## 宅地建物取引業法の改正に伴い、平成30年4月から建物状況調査等に関する措置が施行されました

平成28年6月、宅地建物取引業法が改正され、売主・買主が安心して既存住宅の取引ができる市場環境を整備することを目的に、既存建物の取引に係る情報提供の充実に関する、右記の①、②、③の三つの措置が講じられました。

これらの措置は平成30年4月から施行されました。但し、報酬を得て調査業務を行うことは建築士事務所に属する方のみに限られます。



### 受講のメリット

- **建築士だけに認められた業務である「既存住宅状況調査」の技術を幅広く習得**  
国土交通省告示「既存住宅状況調査方法基準」に基づく調査方法や、関係法令、調査報告書の記載方法などの幅広い知識を身につけることができます。
- **公益社団法人に登録することにより高い信頼性を消費者等へアピール**  
本講習修了者は、建築士法に基づく公益社団法人である日本建築士会連合会のホームページで公表しますので、消費者等へ高い信頼性をアピールできます。
- **既存住宅売買瑕疵保険の調査の省略が可能**  
別途、保険法人への登録が必要です。
- **長期優良住宅化リフォーム推進事業における現況検査も可能**
- **建築士会CPD5単位（更新講習は2単位）を付与**  
講習修了者には、官公庁の設計・工事入札に活用できる建築士会CPD単位を付与します。

## 講習のご案内

1. 日時：令和6年2月14日（水曜）◆ 受付開始 12:45～ ◆ 講習の運営説明 13:00～  
◆ 講義＋質疑応答＋修了考査 13:10～16:30（休憩含む）
2. 会場：くまもと県民交流館パレア9階（会議室3）【熊本市中央区手取本町8番9号】
3. 定員：24名
4. 受講対象者：既存住宅状況調査技術者として講習団体に登録されている技術者  
※受講時点で、既存住宅状況調査技術者の資格が有効期限内である方に限ります。  
※他団体で既存住宅状況調査技術者の資格を取得された方も受講できます。
5. 講義内容：DVDによる講義

【講義1】	【講義2】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅流通市場の現状と国の取り組み状況</li> <li>・既存住宅状況調査技術者の役割</li> <li>・既存住宅状況調査の概要</li> <li>・遵守事項、調査の手順、情報開示</li> <li>・既存住宅売買時における調査結果の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住宅状況調査方法基準とその詳細（その1）</li> <li>・既存住宅状況調査方法基準とその詳細（その2）</li> <li>・既存住宅状況調査に付随する非破壊検査その他の調査</li> <li>・検査機器</li> <li>・調査報告書の記入</li> <li>・住宅の瑕疵の事例</li> </ul>

### 6. 申込方法・受講手数料

	申込方法	受講料
WEB申込	日本建築士会連合会HPの申込み画面から必要事項の入力を手順に従ってお申込ください。	17,000円（税込） *テキスト・修了証明書交付費用・登録料を含む
郵送申込	日本建築士会連合会HPより申込用紙を入手の上、講習本部（連合会）へご郵送ください。	17,600円（税込） *テキスト・修了証明書交付費用・登録料を含む

..... お申込先・お問い合わせ先 .....

公益社団法人 日本建築士会連合会（講習本部）< <http://www.kenchikushikai.or.jp/> >  
〒108-0014 東京都港区芝 5-26-20（TEL:03-3456-2061）  
公益社団法人 熊本県建築士会（TEL:096-383-3200）